

# 幼小連携の視点からの「言葉の響き」に関する研究

## — 小学校「国語」から幼稚園「領域言葉」へ —

山室 和也

### 1. はじめに

本論考では、平成 29 年に改訂された幼稚園教育要領の領域「言葉」のねらいに新たに加えられた「言葉に対する感覚を豊かに」すること、及び、内容の取り扱いにおける「幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること」という記述に見られる「言葉の響き」に着目する。

この「言葉の響き」については、幼稚園では新たに加えられた項目・内容ではあるが、小学校では既に扱われている。その一つが平成 20 年版小学校学習指導要領で新たに位置づけられた「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の中の、「伝統的な言語文化に関する事項」での扱いである。具体的には、中学年における短歌・俳句の学習において「日本語の響きとリズム」が取り扱われている。

例えば、ある 4 年生の教科書（K 社）には、「日本語のひびきにふれよう・短歌の世界」という単元がある。そこでは、柿本人麻呂の「東の野にかぎろいの立つ見えてかえり見すれば月かたぶきぬ」の歌が冒頭に掲載され、語句の意味の説明の後に次のような解説文が続いている<sup>(1)</sup>。

短歌は五・七・五・七・七の三十一音からできています。自然の風景や心に感じたことを、ひびきのよい言葉やリズムでうたいあげています。みなさんも、五音と七音のくり返しのリズムを楽しみながら、何度も声に出して読んでみましょう。（下線山室）

ここで、問題となるのが下線部「ひびきのよい言葉」という表現である。その後にくく「リズム」については、「五音」、「七音」、「くり返し」などの語からその示すものを実感として理解することが比較的容易にできる。しかしながら、「ひびきのよい言葉」というのは、具体的に何を指すのか。これは、現代語にはない文語の言い回し（「ひがし」ではなく「ひんがし」、「かぎろい」「かたぶきぬ」）のことを指すのであろうか。それらの「響き」とはどのようなものなのか。何度も声に出して読むことで感じ取れるものなのであろうか。

この単元は、その後藤原敏行、藤原定家、良寛、与謝野晶子、石川啄木の五人の短歌

がそれぞれ取り上げられ、その歌の意味が簡単に解説される形で進んでいく。さらに、その後の手引きに相当する部分では、短歌のリズムに着目させて、好きな短歌を選び、書き写させたり感想を書かせたりするようになっている。しかし、問題の「ひびき」に関わる言及は一切なく、初めに一か所使われているだけなのである。

この単元を授業で取り上げる教師は、この「ひびきのよい言葉」とはどういうもので、どういう「ひびき」なのか、なぜ「ひびき」が「よい」と言えるのかをきちんと説明できるのだろうか。それとも、何度も声に出して読むことで「感じ取る」ものなのだから、そのような説明は不要なのだろうか。明確な答えを出すのが難しい問いがいくつも出てくる。

こう考えてくると、「言葉の響き」は小学校の「伝統的な言語文化」における問題だけなのであろうか、という新たな疑問が生まれる<sup>(2)</sup>。そして、さらにこの問題は、話し言葉（音声）を生活の場で中心に使っている幼児期から注目されているのではないだろうか、という問いにまで発展する。

これらの問いを出発点として幼稚園教育における領域「言葉」の扱いを調べてみた。そこで冒頭で取り上げたように、この「言葉の響き」については平成 29 年改訂の幼稚園教育要領で新たに加えられた事項であったということが明らかになったのである。

以上のような「言葉の響き」に関わる様々な問題点を解明・解決すべく、本論考では、以下のような流れで論を進めていく。まず、この「言葉の響き」の扱いについて、小学校学習指導要領及び、幼稚園教育要領という法令における記述の読み取りを行い整理していく。次に、それらで取り上げられている「言葉の響き」とは何かという、用語の定義やその背景となる先行研究について見ていく。その中で、小学校に端を発したものが、幼稚園にまで広がってきたことから、小学校学習指導要領・幼稚園教育要領と同時に改訂された幼稚園教員養成課程におけるカリキュラムで求められているものについても確かめる。そして、この養成課程のカリキュラムを射程にしなが、幼児が生活の中で触れる言葉（言語文化財も含め）の中における「言葉の響き」をどのようにとらえていけばよいか、言語素材の側面からの分析と言語要素の側面からの分析と、さらにそれらをクロスした分析の必要性を提案する。最後に、本論考では触れることのできなかったその他の視点など、これからの研究・教育における課題を挙げる。

## 2. 小学校学習指導要領及び幼稚園教育要領における「言葉の響き」の扱い

前節で取り上げた「言葉の響き」は、初等教育段階（小学校教育並びに幼稚園教育）の法令において、いつから、どのように取り上げられるようになったのか。幼稚園教育

要領においては、平成 29 年改訂で新設されたことは先に述べたとおりである。では小学校ではどうであったのか。その記述を時代を遡って見ていく。

## 2-1. 平成以前（昭和年間）

「言葉の響き」という観点と最もつながりのある分野といえば、「発音・発声」ということになるだろう。その点については、昭和 22 年学習指導要領試案の段階からその記述が見られる。しかしながら、その内容は「正しい発音」、「音調に気をつけ」、などの表現で、いわゆる日本語の発音・アクセントの習得を目指すことに主眼が置かれているものばかりである。昭和 52 年版学習指導要領において、これまでの「ことばに関する事項」から「言語事項」という枠組みで指導内容の系統化と精選が図られた。その中では、「発音・発声に関する事項」という項目が設けられた。これは平成 10 年版の学習指導要領まで引き継がれている。

## 2-2. 平成元年版

しかしながら、本論考での主題である「言葉の響き」に関わる記述は、平成元年版の学習指導要領から、「発音・発声」とは別の項目において初出する。

具体的には、第 1 学年と第 2 学年の「言語事項」エ「語句に関する事項」に見られる。まず、第 1 学年では「(エ) 言葉のリズムに親しむこと。」という項目が挙げられている。その解説には、次のように書かれている。

(エ) の指導事項は言語感覚の基礎が育つように新設をした。様々な活動は一定のリズムを伴って行われることが多い。言葉に伴うリズムでは、童話の文章に登場する動物の鳴き声や物音の繰り返しや一定の語句や文の繰り返しはもとより、類似の出来事が一定の間隔で起きて物語が展開するというリズム感に児童は親しんでいる。このように、言葉のリズムに親しみ、なじんでいくことは、やがて、他人に話すとか朗読する際にも必要なリズム感を育てることになる。(p.26)

さらに、第 2 学年において「(ウ) 言葉の響きに関心を持つこと。」という項目が挙げられている。これは第 1 学年で取り上げている「言葉のリズム」を承けたものとして位置づけられており、その解説では次のように説明されている。

ここでいう「言葉の響き」はリズムをはじめ、広く音や語句、さらに文や文章の表現の柔らかさ、美しさなど感性的な意味内容を含んでいる。例えば、物語では、橋を渡る際の足音をカタコトカタコトとガタゴトガタゴトと対比させ、音の響きで小さい物と大きな物とを連想させる。また、会話や文章の中で響きのよい言葉に接

して、話し手や書き手の心情に触れた思いをもったりするのである。

こうして、色々な場面で響きのよい言葉に親しむことにより高学年の語感や言葉の使い方に関する感受性の習熟へと発達するようになる。低学年からリズムや響きのよい文章を読み聞かせたり、一緒に唱和したり、また言葉遊びなどを通じ言葉への感受性を育てる指導が大切である。(pp.39-40)

以上の解説からわかることは、「言葉の響き」というのは、単に音声的なものだけではなく、語、語句、文、文章などの表現もその対象となっており、そこから受ける感覚的な側面がより強く反映されたものだということである。つまり「言語感覚」に関わる問題として位置づけられているのである<sup>3)</sup>。このことは「言葉の響き」を考える上で重要な説明となっていく。

### 2-3. 平成 10 年版

平成元年版を受けて、平成 10 年版学習指導要領では、第 5 学年及び第 6 学年のウ「語句に関する事項」の(エ)「語感、言葉の使い方に関する感覚などについて関心をもつこと。」という項目に「言葉の響き」が引き継がれる。そのことについては、解説の次の記述を読むとよくわかる。

この系列については、これまでは第 1 学年に「言葉のリズム」、第 2 学年に「言葉の響き」に関する指導事項を示していたが、今回の改訂で、重点を置いて指導する学年を明示する意図から、第 5 学年及び第 6 学年にのみ指導事項を示している。ただし、語感や言葉の使い方に対する感覚に関する指導は、高学年のみで指導するものでないことである。言葉のリズムをはじめ、語や語句、さらに文や文章の表現の柔らかさ、美しさなどに対する感覚について、各学年を通じて指導を積み重ねていくことが大切であり、特に重点を置く学年が第 5 学年及び第 6 学年であるということに留意しておきたい。(p.121)

対象となる学年は、低学年から高学年に移行されたが、これまでの「語感」を扱う項目が高学年には設定されていたこともあり、扱う上で重点を置くという時期であることが示されている。つまり、低学年の段階から漸層的に学習経験を積み重ねていくことが意図されているのである。

### 2-4. 平成 20 年版

さらに平成 20 年版学習指導要領になると、「言葉の響き」が取り上げられるのは、次

の三か所になる。一か所目は、第1学年及び第2学年のC「読むこと」の「音読に関する指導事項」ア「語のまとまりやことばの響きなどに気を付けて音読すること。」である。二か所目は、第3学年及び第4学年の「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」のア「伝統的な言語文化に関する事項」の（ア）「易しい文語調の短歌や俳句について、情景を思い浮かべたり、リズムを感じ取りながら音読や暗誦をしたりすること。」である。そして三か所目は、これまでの流れを引き継いだ第5学年及び第6学年の「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」のイ「言葉の特徴やきまりに関する事項」の（カ）「語感、言葉の使い方に対する感覚などについて関心をもつこと。」である。

一か所目については、解説で「明瞭な発音で文章を読むこと、一まとまりの語や文として読むこと、言葉の響きやリズムなどに注意して読むことなどが重要となる。(p.39)」と述べられており、音読の前提条件としての「発音・発声」という側面から言及している。二か所目については以前から文語調の文章に関する取り扱い事項として引き継がれたものである。この項目については、解説で次のように説明されている。

短歌の五・七・五・七・七の三十一音、俳句の五・七・五の十七音から、季節や風情、歌や句に込めた思いなどを思い浮かべたり、七音五音を中心としたリズムから国語の美しい響きを感じ取りながら音読したり暗唱したりして、文語の調子に親しむ態度を育成するようにすることが重要である。(下線山室) (p.68)

このように、特に伝統的な言語文化という視点から、言葉のリズムと響きを感じ取らせることが目指されていることがわかる。前章で取り上げた教科書の単元は、まさにこれに基づいたものだったわけである。

三か所目の「語感」に関わる項目ではこれまでの解説を引き継ぐ形で次のように説明されている。

語感や言葉の使い方の感覚に関する指導は、言葉のリズムをはじめ、語や語句の使い方、文や文章の表現の柔らかさ、美しさなどに対する感覚について、各学年を通じて指導が積み重ねられており、特に重点を置く学年が高学年であるということである。(p.96)

ここで留意する必要があるのは、「リズム」という語は用いられているものの、「言葉の響き」という表現が用いられなくなっている点である。

## 2-5. 平成29年版

続いて、平成29年版の学習指導要領では、教科の枠組みが「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」という三つの柱によって再構成された。

そして、これまで「読むこと」の中に位置づけられていた「音読」は、「知識及び技能」の中に整理され、「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」も同じように「知識及び技能」の中に整理・再構成されることとなった。

まず、「音読」に関わる記述は、第1学年及び第2学年で「知識及び技能」の(1)言葉の特徴や使い方に関する事項」のク「語のまとまりや言葉の響きなどに気を付けて音読すること。」に示されている。これに関しては、「声に出して読むことは、響きやリズムを感じながら言葉のもつ意味を捉えることに役立つ。(p.49)」とし、「明瞭な発音で文章を読むこと、ひとまとまりの語や文として読むこと、言葉の響きやリズムなどに注意して読むことなどが重要となる。(p.49)」とも記されている。明瞭な発音と並び、意味のまとまりに関わることとして「言葉の響きやリズム」が位置付けられていると言える。

次に、「伝統的な言語文化」に関わる記述は、第3学年及び第4学年で「知識及び技能」の(3)「我が国の言語文化に関する事項」のア「易しい文語調の短歌や俳句を音読したり暗唱したりするなどして、言葉の響きやリズムに親しむこと。」、及び第5学年及び第6学年でも同様に(3)のア「親しみやすい古文や漢文、近代以降の文語調の文章を音読するなどして、言葉の響きやリズムに親しむこと。」に示されている。その内容に関する解説は平成20年版とほぼ同じである<sup>(4)</sup>。また、教材については「響きやリズムを体感できるような作品や親しみやすい作者の作品を選んだり (p.89)」という条件が付されている。第5学年及び第6学年の解説では「これらの文章には、独特のリズムや美しい語調が備わっている。音読することなどにより、その美しさや楽しさを感覚的に味わうことを求めている。(p.127)」と記されており、さらに「古文や漢文を声に出して読むことで、心地よい響きやリズムを味わうとともに、読んで楽しいものであることを実感させるようにすることが大切である。(p.127)」とも記されている。

最後に、「語感」に関わる記述は、第5学年及び第6学年で「知識及び技能」の(1)言葉の特徴や使い方に関する事項」のオ「思考に関わる語句の量を増し、話や文章の中で使うとともに、語句と語句との関係、語句の構成や変化について理解し、語彙を豊かにすること。また、語感や言葉の使い方に関する感覚を意識して、語や語句を使うこと。」に示されている。これまでの学習指導要領と違い、一つの項目に複数の内容が圧縮された形となっているので、「語感」については後半部分で記述されているものの、その解説では「言葉や文、文章について、その正しさや適切さを判断したり、美しさ、柔らかさ、リズムなどを感じ取ったりする感覚のことである。(p.120)」と記されるにとどまっている。そして、「言葉の響き」という語は見られず、平成20年版の説明を引き継ぐ形と

なっている。

以上のように、小学校学習指導要領における「言葉の響き」の扱ひの変遷を辿ってみることで、その扱われ方が「語句に関する事項」から発して、次第に伝統的な言語文化の側面と音読の側面へと広がったことがわかる。そして、その出発点であった「語句に関する事項」の言語感覚の側面においては「言葉の響き」というトーンは弱めて、低学年の音読、中学年・高学年の言語文化へとシフトする形で推移してきているとまとめることができる。

## 2-6. 平成 29 年版幼稚園教育要領

この流れを受けて、前節でも取り上げたように幼稚園教育要領では、平成 29 年改訂版に初めて「言葉の響き」に関わる記述が設けられた。具体的には、領域「言葉」のねらい(3)「日常生活に必要な言葉がわかるようになる」とともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。」の中の「言葉に対する感覚を豊かにし」が新たに加えられたのである。そしてさらに、「内容の取り扱い」の(4)「幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。」が新設された。

そして、その取り扱いについての解説では、次のように記されている。

幼児は、遊びや生活の中で様々な言葉に出会い、その響きやリズムに興味をもったりする。やがて、その意味や使い方にも関心をもつようになり、いろいろな場面でその言葉に繰り返し出会う中で、徐々に自分が使える言葉として獲得していく、そして、考えるときや、感じたり考えたりしたことを表現するときに、その言葉を使うようになる。(p.229)

このことは、年齢の近い小学校低学年における内容との関係を考えてみると、伝統的な言語文化や、音読（発音・発声）とは直接的には結び付かない。むしろ、小学校では記述が少なくなっている「語感」「言語感覚」と結びつく内容と言えよう。その意味では、平成元年の小学校学習指導要領で第 1 学年及び第 2 学年で記述が始まった「言葉の響き」に関わる内容が、幼児教育の段階まで降りてきて引き継がれた形となったとも言える。このことは、幼小の連携が意識されてきていることの表れとも言える<sup>(5)</sup>。

もちろん、小学校でも学習指導要領で直接的な記述がないからと言って、言葉に対する感覚について指導をしないということではなく、低学年の段階から積み上げをしてい

くのは言うまでもない。しかし、記述があることで、そのことに対する意識はより明らかになることも確かである。

## 2-7. まとめ

以上、小学校学習指導要領と幼稚園教育要領における「言葉の響き」の扱いを見てきた。これらの扱いの流れをまとめると表1のようになる。そして、「発音・音声」という側面からのものというイメージが強い「言葉の響き」が、実は語のまとまりや、語の意味、そこから受ける感覚という語彙の側面と密接につながっていることが明らかになった。それに絡んで中学校以降の古典の学習との関係もあり、「伝統的な言語文化」としての日本語の表現から受ける「日本語の響きやリズム」というものが、小学校段階でも取り上げられているのだということなのである。

表1：「小学校学習指導要領」「幼稚園教育要領」における「言葉の響き」の記述変遷

	平成元年版	平成10年版	平成20年版	平成29年版
音声・音読			1・2年	1・2年
言語文化			3・4年	3・4年
言語感覚 <語句>	1年, 2年 5年, 6年	5・6年	5・6年	幼稚園 5・6年

※平成元年版までは、学年毎、それ以後は低・中・高の二学年毎の記述である。

つまり、「言葉の響き」は「言語感覚」「音声・発音（音読を含む）」「(伝統的な)言語文化」というそれぞれの側面をもつ、いわば三つの領域の接点に位置づけられる。そのことが、「言葉の響き」というものの定義の難しさにもつながっているように思われる。そこで本論考では、小学校における「言葉の響き」の変遷から、その原点とも言える「言語感覚」としての「言葉の響き」を引き継ぐ形で新設された、幼稚園教育要領における「言葉の響き」の取り扱いに注目して、どのような取り組みをしていけばよいのかを考察する。

## 3. 「言葉の響き」に関する先行研究

前節でみてきたように、「言葉の響き」の扱いは多様であり、年代とともにその扱う切り口が変化していることが分かった。そこで本節では、具体的な取り扱いについて考察する前提として、そもそもの「言葉の響き」とはどのようなもので、それに関する先行研究にはどのようなものがあるのか確かめることにする。

管見の限り、「言葉の響き」そのものを取り扱った先行研究はほとんど見当たらない。

国語科教育の各種の辞典・事典や、言語学・音声学の各種辞典・事典においても、そもそも「言葉の響き」という見出し語が設定されていない。

CiNiiでも、「言葉の響き」「日本語の響き」を検索語として検索した結果による論文のヒット件数は少なく（「言葉の響き」が22件、「日本語の響き」が6件）、ヒットした論文も「方言」に関するもの、「個別の古典作品の音読」に関するもの、歌唱指導や作詞など音楽との関連のもの、感性工学に関するものなどで、直接的に「言葉の響き」「日本語の響き」を取り上げたものはない<sup>(6)</sup>。

書籍に関しても同様のことが言える。国語教育関係の書籍としては、直接的な書名としてはもちろんなく、前章でみたように、内容的には音読・朗読や伝統的な言語文化、言語感覚に関わるものの中に含まれるのであるが、その中にも「日本語の響き」を取り扱ったものはほとんど見られない<sup>(7)</sup>。

国語教育以外で見ると、専門書ではなく一般書の中には「日本語の響き」に関わるものが数点みられる<sup>(8)</sup>。その中で唯一、篠沢秀夫(2010)による『美しい日本語の響き』(勉誠出版)が専門的な図書として挙げることができる。しかしながら、その篠沢氏の本においても、「日本語の響き」とはこういうものであるという定義は示されておらず、日本語の母音、子音についての説明と、外国語との比較で日本語の発音を捉えるということが書かれたものとなっている。

そこで一度、「響き」という語の意味を『日本国語大辞典』で調べてみた。するとその語義は、「①音や声のひろがり伝わって聞こえること。ひびきわたること。とどろくこと。またその音や声。②反響。こだま。③震動。④音や声の末尾。語尾の母音。耳に聞こえる音や声の感じ。余韻。また発語などをしている人の、その語を通して聞き手に受け取れる感情など。以下⑤～⑧略。(p.446)」となっている。この中で本論考に最も関わりが深いのは④であろう。しかし、この語釈では音声的な側面が非常に強く、「音や声の感じ」、「感情」についても触れてはいるものの、「発語」「その語を通して」などからも単語レベルのことを想定しているように受け止められる。それでは、前節で見た学習指導要領における解説での記述内容をカバーすることは難しい。

したがって、現段階での「言葉の響き」の定義として、もっともはっきりと記されているものは、平成元年版小学校学習指導要領で示された第2学年の解説文ということになるのではないか。

しかしながら、先述の通り「言葉の響き」そのものが対象とする分野は、小学校学習指導要領だけを見ても三領域にわたっている。その中で、言語感覚に関わる「響き」の

部分を考察しようとしたとき、そこには自ずと音声に関わる問題が絡んでくることになる。そして本論考の中心的課題である幼小連携という視点から、幼児教育分野を具体的に想定すると、幼稚園教育要領のねらいや内容の取り扱いでも触れているように、児童文化財（言語文化）との絡みも見逃せないことがわかる。

そこで次節では、幼稚園教諭養成に関わる新カリキュラムとして加えられる「領域に関する専門的事項」において、幼稚園教育要領に新たに加えられた「言葉の響き」をどのような視点で扱っていけばよいかを考察する。

#### 4. 「領域に関する専門的事項『言葉』」において「言葉の響き」をどう取り扱うか

小学校学習指導要領や幼稚園教育要領の改訂と共に、教育職員免許法も改訂され、教員養成のカリキュラムについても見直しが図られることとなった。その中で幼稚園教員養成課程においては、これまで小学校教員養成課程における教科に関する科目の相乗りで運用していた保育内容の各領域に関する専門的な事項の学修を「領域に関する専門的事項」の科目（各1単位）として設置することが義務づけられることとなった。

そこで、2017年に出された無藤隆代表、保育教諭養成課程研究会編集による『幼稚園教諭養成課程をどう構成するか』を参考に、この新課程における科目のモデルケースを見てみたい。ここでは、新課程に対応するものとして「幼児と言葉」（1単位）という科目を設定し、その柱を「言葉の持つ意義と機能」「言葉に対する感覚を豊かにする実践」「言葉を育て、想像する楽しさを広げる児童文化財」の三つに設定している。このうち「言葉の響き」に関わるのは二つ目の柱に含まれる事項となる。

この二つ目の柱は、教育要領で新たに領域「言葉」の「ねらい」に加えられた「言葉に対する感覚を豊かにし」及び内容の取り扱いで新設された（4）の記述を踏まえて設けられたものである。授業は改訂内容を踏まえて、以下のような趣旨で計画すると記されている。

ここでは、学生自身の「言葉に対する感覚」を磨きながら、幼児の言葉に対する感覚を豊かにする実践について基礎的な知識を身に付けることを目指す。学生が実践を体験する中で、言葉の楽しさや美しさを実感しながら、幼児の発達に即した実践の在り方を具体的に学ぶことを目指す。（p.51）

そして、具体的に割り振られた3回分の授業の内容は以下の通りになっている。

- ①「言葉に対する感覚」とは何か？一言葉の美しさ、楽しさを感じよう（演習）――
- ②言葉に対する感覚を豊かにする実践とは？一言葉遊びのいろいろと保育への取り

## 入れ方一

- ③言葉に対する感覚を豊かにする実践の実際—子どもと楽しむ「言葉遊び」を考えよう（演習）—（p.50）

これらのうち①について、その設定の趣旨が以下のように記されている。

（前略）言葉を獲得する時期にある幼児には、どういった感覚が重要なのかを考える。幼児の発達の姿や事例などを通して、幼児には言葉の正確さよりも、言葉の響きやリズムなどを身体を通して感じ、表現する楽しさを味わうことが大切であることを理解できるようにする。また実践例として、絵本や物語、紙芝居の読み聞かせのほか、リズムカルな節回しの手遊びや、童謡などを歌ったり、しりとり、言葉集め、お話しづくりなど、言葉を使った遊びには様々なものがあることに気付くようにする。（p.52）  
ここでいう言葉に関する「感覚」は、一般的に言われている「言語感覚」としての言葉の正誤、美醜、適否を問題とするのではない。むしろ、言葉のもつ音声的な側面（リズムや響き）と身体的な側面（体の動きと運動したもの）とをリンクさせた具体的な活動を通して、感情・感覚（楽しさ、おもしろさ、美しさなど）を喚起させることが目指されている。

そして、学生自身の言語感覚に関わる②の実践については次のように記されている。

学生自身の言葉に対する感覚を磨くことを目指し、言葉の楽しさや美しさを実感する経験を重視したい。絵本や物語、詩や文学作品から言葉集めをしたり、読み聞かせや朗読をするなどの活動が考えられる。実際に、学生が言葉を声に出して表現する経験ができるようにすることが望ましい。その上で、言葉の楽しさや美しさについて、具体例を挙げて説明できるようにする。（p.52）

これらの授業内容からわかるように、「言葉の響き」を含めた「言語感覚」を身に付けるために、多くの児童文化財が取り上げられている。もちろん、子どもだけではなく幼稚園教諭を目指す学生自身も、直接それらに触れて感じることから始まるのは当然のことであろう。そして、できるだけ多くのジャンルの文化財を知り、読み、味わい、楽しむことの中から感覚・感性が磨かれ、豊かになっていくことも確かである。

しかしながら、どれだけ多くの文化財に触れていたとしても、「言葉の響き」というものがどういうものなのかという視点を持たないと、その価値を知るには十分ではないのではないか。

そこで必要となることの 하나가、音声面の知識なのである。そのことは、篠沢（2010）にも「(外国語のきれいな発音を身につけるためには)「母国語」である日本語の音について、的確な理解が必要だ。(p.2)」と記されている。つまり、子どもに教えるというこ

とではなく、教師として、日本語の音についての理解を踏まえておく必要があるということなのである。しかしながら、これまでの養成段階では、日本語の音声に関する内容を十分に扱う余裕もなかったし、むしろ実践を視野に入れた具体的な指導法の習得に力点が置かれてきた。

今回の養成カリキュラムの改訂においては、「言語感覚」を重視する方向で保育内容が改訂されたのであれば、それを支える専門的事項の学修においても日本語の音に関わる基本的な知識を踏まえる必要があるのではないか。

そして、それらと児童文化財あるいは子どもたちの日常の言語生活を結び付けて「言葉の響き」について考えられる教師を養成する必要がある。

## 5. 「言葉の響き」のとらえ方

前節で、幼稚園教員養成課程における「言語感覚」の重視に対応するためのカリキュラムが必要であることを確認した。では、実際には「言語感覚」における「言葉の響き」をどのようにとらえて行ったらよいのであろうか。本節では、前節で取り上げられていた児童文化財を中心とした言語素材という視点からの分析と、もう一つ言語の様々な要素（音声・語彙・文法など）という視点からの分析、そしてそれらをクロスした分析の導入を提案したい。

まず、言語素材としての児童文化財については、今回の幼稚園教育要領において新しく取り上げられたものではなく、以前から幼児教育において重要な要素として位置づけられているものである。具体的には、絵本、物語（童話）、紙芝居、手遊び、わらべうた（童謡）、言葉遊びなどが挙げられる。そして、これらは内容が重複するものもあり、物語が絵本や紙芝居に、物語と童謡とが組み合わさったものとなったり、手遊び歌とわらべうた（童謡）とが重複していたりしている。したがって、伝統的な素材をもとにしつつも、新たに作られていくものも含めて個々の作品を分析するだけでなく、それらの相互関係にも留意する必要がある。

また、これらの児童文化財に加えて、「言語素材」と表現したように、子どもたちの日常生活にある言語を素材として加えていくことも必要である。具体的にはマンガ、テレビ（CM含め）、ゲーム、映画、日常会話などである。これらの中には「言葉の響き」に気づかせられるものも多く、子どもたちがより興味を持ちやすいものもある。児童文化財として子どもたちの日常生活とは切り離された教科書的なものとしてそれをとらえてしまうのではなく、生活の中にある言葉も含めた言語素材としてとらえていくことが大切ではないか。

次に、言語要素という視点からの側面については、言語の様々な要素からの分析を行うということである。具体的には、音声的側面では、母音（半母音含め）、子音（清音、濁音、半濁音、拗音）、特殊音（撥音、促音）のそれぞれの特徴というものが挙げられる。特に、日本語の音の基本構造が「子音+母音」となっていることから、母音の響きが「言葉の響き」であるかのようにとられがちである。しかし、それ以外の子音（清・濁の違い）、特殊音も「言葉の響き」には大いに関係がある。そして、音声面と語彙面との関連で、擬音語・擬態語（オノマトペ）が挙げられる。中でも擬音語（擬声語も含め）は、意味と音声との結びつきにおいて恣意性が低く、音象徴語とも呼ばれている。また、擬態語は、感覚や感性との結びつきが強いものであり、それらを音で表現しているという特徴がある。このように、音象徴という現象が初めに挙げた音声的側面の項目と深く関わって来る<sup>(9)</sup>。以上がいわゆる「音」に直接関わる視点となる。

しかし、直接一つ一つには「音」に関わりがないように見えても、音の組み合わせによって出来上がる語や語句、文など、より大きな言語の単位においても「言葉の響き」として「音」の要素が関わって来るものがある。語彙的側面では、和語・漢語・外来語という語種と語感の問題や、語句（語の組み立て、組み合わせ）の問題、文法的側面では、文末表現などの文レベル、さらに大きなレベルでの問題など多様である。

以上の中でも特に、音声的側面と語彙的側面の双方に関わるオノマトペの視点が、直接的な分析の切り口になるだろうし、これらの視点からの児童文化財の研究は既になされている<sup>(10)</sup>。

そして、これらの二つの視点をクロスしていくことで、それぞれの児童文化財を中心とした言語素材を「言葉の響き」という視点からより詳細にとらえ直していくことが可能となる。そのイメージは次の表2に示したようなものである。

表2：「言葉の響き」を分析する対象（素材）と言語的視点

言語要素 言語素材		音声的側面			音・語	語彙的側面		文法的側面
		母音	子音	特殊音	オノマトペ	漢和外来	語句	文・文章
児童文化財	絵本							
	物語							
	紙芝居							
	手遊び							
	わらべうた							
	言葉遊び							
言語素材	マンガ							
	テレビ							
	その他…							

表の空欄には、該当するものがあれば、その程度に応じて◎、○、△、なしなどを書き込んでいくことで、それぞれの児童文化財の特徴の一面が見えてくる。ただし実際には、児童文化財も個々の作品に応じてその特徴が異なるので、より具体的に分析するには、表の縦軸には個々の作品を列挙し、それぞれについて分析していくことになる。それらを取りまとめることで、それぞれの児童文化財あるいはさらに広く子どもを巡る言語素材の「言葉の響き」の視点からの特徴を整理することができるかもしれない。そのためには、まずは定番の作品から見ていくことが必要であろう。

これらの分析過程を、教職課程の科目の授業における学習活動に位置づけていくことで、言語文化財を新たな視点から整理することができ、かつ「言語感覚」についてもきちんとした言語的理解に基づいて「言葉の響き」を理解することができるのではないか。

## 6. まとめと今後の課題

以上、「言葉の響き」に着目して、初めは小学校の学習指導要領においてその記述の源流を探し当て、その内容に関わる領域と、それらの関係についてとらえた。その上で、平成29年版幼稚園教育要領において新たに「言語感覚」という記述が領域「言葉」に書き加えられたことに対し、幼小連携の視点から、新しい幼稚園教員養成課程の「領域に関する専門的事項」を扱う科目において、どのような分析の視点を取り入れたらよいかの提案をした。

ただ、今回の提案は現段階では仮説であり、まだ十分整理されているものとは言い切れない。言語的な側面については、語より大きな単位については、さらに詳細にどのような表現がその対象となるのかを明らかにしていかなければならない。また、児童文化財やそれらを含めた児童を取り巻く言語素材の特徴を、表2のような形でまとめていく意味はどこにあるのかについてもさらに検討を加えていかなければならない。

さらに、この表には児童文化財あるいは言語素材に関わる幼児そのものの視点（発達段階や言語環境など）が加味されていない。言語発達上の点から、何歳児を対象とするのかということや、近年増加傾向にある日本語を母語としない幼児に対してどのように配慮するのか（別の母語環境との影響関係）などの視点を考えていかなければならないということである。前者については、研究が進んでおりその成果との関わりの中で関係する要素を取り出していくことになろう。後者については、先行研究が十分ではない未開拓な分野である。これらの多言語・多文化保育における言葉の問題は「領域に関する専門的事項」の中でも新たな課題として加えられていく視点だろう。

そして、幼小連携という視点で幼児教育段階（教員養成段階）での学びについて考察したが、その先の小学校段階への接続の問題、小学校段階での「言葉の響き」の扱いについてもさらに研究を進めていかなければならない。今回提案した分析の視点は、その対象は変わっても小学校の教材分析としても有効であろう。特に言語文化としての古典や詩などの分析とは関わりが深い。先行研究・先行実践の新たな視点からの見直しという点でもこれからの課題は多い。

## 注

- (1) 『ひろがる言葉小学国語4上』教育出版、平成27年発行、pp.58-63
- (2) 実際には、詩を読む単元などでも触れられている。また音読という観点から低学年でも扱われる。
- (3) 「言語感覚」という表現については、昭和43年版学習指導要領の国語科の目標から使われるようになり、昭和52年版学習指導要領においては、第5学年及び第6学年の「言語事項」として「ケ 語感、言葉の使い方に対する感覚などについての関心を深めること」という項目が見られる。これは平成元年版においても引き継がれている。ただし、この段階ではまだ「言葉の響き」という形での解説はなされていない。この後の項目である「易しい文語調の文章を読んで、文語の調子に親しむこと」への関連としても位置付けられていた。
- (4) 「季節や風情、歌や句に込めた思いなどを思い浮かべたり」が削除されている。
- (5) 平成29年版小学校学習指導要領の「知識及び技能」の「(3) 我が国の言語文化に関する事項」に「イ長く親しまれている言葉遊びを通して、言葉の豊かさに気付くこと。」という項目が新設された。これは幼稚園教育要領の該当部分の延長線上に位置づけられるものと考えられる。
- (6) CiNiiによる検索結果（「日本語の響き」）<2018年11月30日最終閲覧>  
<https://ci.nii.ac.jp/search?q=%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E%E3%81%AE%9%9F%BF%E3%81%8D&range=0&count=20&sortorder=1&type=0>  
同（「言葉の響き」）  
<https://ci.nii.ac.jp/search?q=%E8%A8%80%E8%91%89%E3%81%AE%E9%9F%BF%E3%81%8D&range=0&count=20&sortorder=1&type=0>
- (7) 数少ない実践例として、次のようなものがある。長谷川峻（1996）「からだで詩のひびき・リズムを感じる」あゆみ出版編集部『音読・朗読・群読の指導ハンドブック』あゆみ出版、pp.168-175
- (8) 加藤登紀子（1990）、堤江実（2012）、谷本聡美（2014）の3件である。いずれも各論でエッセイの性格が強い。
- (9) 「音象徴」については 城生伯太郎（2012）、川原繁人（2015）、（2017）で詳しく取り扱われている。

- (10) 例えば, CiNii による「絵本」と「オノマトペ」のクロス検索結果では, 31 件ヒットした。「オノマトペ絵本」というものもある。そのうち 2016～2018 年の 3 年間の論文が 11 件であった。ちなみに, 「オノマトペ」だけの検索では 1,304 件がヒットした。〈2018 年 12 月 3 日最終閲覧〉  
<https://ci.nii.ac.jp/search?q=%E3%82%AA%E3%83%8E%E3%83%9E%E3%83%88%E3%83%9A%E3%80%80%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82&range=0&count=20&sortorder=1&type=0>

#### 引用・参考文献

- 加藤登紀子 (1990) 『日本語の響きで歌いたい』 NHK ブックス  
川原繁人 (2015) 『音とことばのふしぎな世界』 岩波書店  
川原繁人 (2017) 『「あ」は「い」より大きい!? 音象徴で学ぶ音声学入門』 ひつじ書房  
篠沢秀夫 (2010) 『美しい日本語の響き』 勉誠出版  
城生伯太郎 (2012) 『日本語教育の音声』 勉誠出版  
杉藤美代子 (1999) 『日本語音声の研究 7 教育への提言』 和泉書院  
谷本聡美 (2014) 『美しい日本の言葉と音』 ヤマハミュージックメディア (同じ『ときめく日本語帖』 2010 年の文庫化)  
堤江実 (2012) 『日本語の美しい音の使い方』 三五館  
日本国語大辞典第二版編集委員会 (2001) 『日本国語大辞典』 第二版第十一巻, 小学館  
飛田多喜雄・野地潤家監修, 藤原宏・安藤修平編集・解説 (1994) 『国語教育基本論文集成第 6 巻 国語科教育課程論 (2) 学習指導要領の成立・推移』 明治図書  
無藤隆代表保育教諭養成課程研究会編 (2017) 『幼稚園教諭養成課程をどう構成するか』 萌文書林  
文部科学省 (2018) 『幼稚園教育要領』  
文部科学省 (2018) 『小学校学習指導要領解説国語編』 東洋館出版社  
文部科学省 (2008) 『小学校学習指導要領解説国語編』 東洋館出版社  
文部省 (1999) 『小学校学習指導要領解説国語編』 東洋館出版社  
文部省 (1988) 『小学校指導書国語編』 ぎょうせい  
文部省 (1978) 『小学校指導書国語編』 大阪書籍  
文部省 (1981) 『小学校国語指導資料 指導計画の作成と言語事項の指導』 大阪書籍